

船舶事故等調査報告書

平成26年12月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014神第43号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年3月9日（日） 10時24分ごろ
発生場所	友ヶ島水道由良瀬戸南方 兵庫県洲本市所在の生石鼻灯台から真方位137°3,500m付近 （概位 北緯34°14.7′ 東経134°58.5′）
事故等調査の経過	平成26年4月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 金比羅丸、2.3トン HG3-37755（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーモーターボート MEGUMI、1.3トン 250-48687大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 船首外板に破損 B 右舷船首外板に破損
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、漁場を移動するために友ヶ島水道由良瀬戸南方を西進中、船長Aが、漁具の作業を行っていたところ、平成26年3月9日10時24分ごろ、A船の船首とB船の右舷船首とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者を乗せ、友ヶ島水道由良瀬戸南方において、潮流で南方に圧流されないように、船首を北に向けて機関を微速として停留して釣りを行っていたものの、少しずつ圧流されたので北に移動することとした。 船長Bは、船首を回頭させて南に向け、後進で北進した後、右回頭して船首を北に向けたところ、右舷方から近づいてくるA船を認め、衝突のおそれを感じて機関を後進としたが間に合わず、B船とA船とが衝突した。 両船は、自力で航行し、A船は洲本市由良港に、B船は大阪府岬町深日港にそれぞれ入港した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：潮流 南流から北流への転流時（友ヶ島水道）
分析 乗組員等の関与	A あり、B あり

<p>船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A 船は、友ヶ島水道由良瀬戸南方を西進中、船長Aが、漁具の作業に意識を向けていたことから、前方のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B 船は、友ヶ島水道由良瀬戸南方において後進で北進中、船長Bが、操船に意識を向けていたことから、衝突直前まで接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、友ヶ島水道由良瀬戸南方において、A船が西進中、B船が後進で北進中、船長Aが漁具の作業に意識を向け、また、船長Bが操船に意識を向けていたため、互いに接近する相手船に気付かず、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・状況に適した手段により、常時適切な見張りを行うこと。</li> </ul>